



しかし、この主張は、政党が党员に対してした処分は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権が及ばないとした昭和63年12月20日最三小判いわゆる「袴田事件判決」に抵触するのであって、被告の内部的問題のみを対象とした原告の主張は袴田事件判決を逸脱した主張である。

したがって、一般市民法秩序との直接の関係性を主張することなく、被告の純粹に内部的問題について確認の利益の有無の判断を裁判所に求める原告の主張は、袴田最高裁判例そのものを変更しようとするものに他ならない。

## 2 令和2年最判との関係

原告は訴状から一貫して、令和2年11月25日最高裁大法廷判決（以下「令和2年最判」という）をよりどころとして主張を構成している。そして、原告第4準備書面で、原告は、『党员たる地位の確認訴訟は、「法律上の争訟」に該当する。（同書面20頁）』と主張し、また、「被告が憲法21条1項の結社の自由の保障を受けるとしても、そのことを理由に司法審査が拒絶されたり、その審査基準を緩やかにすることはできない。（同書面21頁）」などと主張している。

被告は、袴田事件最高裁判決に基づき、また、被告の団体としての自律権を尊重すべきという立場から、原告の請求は司法審査の対象とならない旨主張しているところではあるが、次に述べる通り、令和2年最判に基づいても、司法審査の対象とならないことは明らかである。

すなわち、令和2年最判について、同最高裁判例解説は、「団体の内部紛争であっても、法律上の争訟性を満たし得る紛争については、原則として裁判所法3条1項、憲法76条1項により、司法審査の対象となるものであり、このことは裁判を受ける権利を定める憲法32条からも基礎づけられるものである。もっとも、憲法上、争われている権利の性質等との関係で、団体の自律権を尊重すべき場合には、司法審査を控えるべき場合があるということになると

思われる。（同判例の最高裁判例解説189頁）』としている。

したがって、本件のような政党内部の自治の問題との関係では、法律上の争訟性があるからといって、必ずしも司法審査の対象となるわけではない。

なお、被告の政党としての自律権の観点から、本件の原告の請求が司法審査の対象とされるべきでない理由については、すでに詳述しているので、ここでは繰り返さない。

以上、原告の主張が袴田事件判決を逸脱した主張であること、また、令和2年最判に基づいても原告の主張が成り立たないことを前提に、以下において必要な範囲で認否・反論する。

## 第2 原告の主張に対する認否・反論

### 1 同準備書面第1（共産党の入党手続）

概ね認める。

入党が承認されれば、党员と被告との間では、綱領及び規約に記載されている契約上の権利義務を生ずるとの主張は否認ないし争う。被告が綱領規約によって定める権利義務は原告が第2以下で主張するような契約上の権利義務関係ではなく、司法の立ち入ることのできない特殊な内部的関係である。

### 2 同第2、1（党費支払い義務）

(1)について、被告の規約に原告指摘の規定の存することは認める。

(2)について、甲19に原告指摘の記載があることは認める。

(3)は、否認ないし争う。

被告の規約上、党費の支払いは党员としての資格要件ではある（規約4条）が、原告が想定するような私法上の債権債務となりうるようなものではないし、未払や未納に際して、請求訴訟や取立訴訟を想定した規定ではない。これまで現実にそのような訴訟は起こされたことはなく、未払状態が継続すれば資格を失ったものとして離党理由（規約10条）となりうるにすぎない。党費の

納入は理解と納得の支配する関係であって、権利義務の存否という司法判断にはそもそもなじまない純粋な内部関係である。

### 3 同第2、2（党内の選挙権及び被選挙権）

党員の権利義務の中で選挙権や被選挙権が「とりわけ重要」か否かは格別、(1)中央組織、(2)都道府県組織、(3)地区組織、(4)支部について、原告の引用する規約上の規定が存することは認める。

(5)の党員の選挙権及び被選挙権の具体的内容は、否認ないし争う。

同項アにおいて、原告は、それぞれの機関には党員でなければ立候補できないことから党員たる地位にはこれらの機関に立候補する被選挙権が含まれるという。しかし、原告の主張は、党員でなければ立候補できないことから直ちに被選挙権を導きだそうとするものである。各機関の被選挙権はそれぞれの機関の選出規定によって決まるのであり、党員であれば当然に有するものではなく党員の地位に付随するものではない。原告の論理は、必要条件と十分条件を混同するものである。

党員の選挙権について、同項イの主張が認められるとしても、当然にはウの主張が認められるものではない。「間接的」な選挙権とはいかなる権利を意味するのであろうか。

いずれにせよ、党員がどのような場合に選挙権を有し、いかなる条件の下で被選挙権があつて立候補できるかは、結社の自由の享有主体である政党においてはきわめて重要な内部事項であり、司法が介入すべき事項ではない。

(6)において、原告は、規約上「権利停止」の規定があることをもって、党員に「権利」があることを自白するものだと主張する。しかし、前述のとおり各機関ごとの選挙権や被選挙権の停止はもちろん存在するし、機関役員には役員ごとの権利が存在しその停止を定めたものであり、同規定があることをもって原告が本準備書面で主張するような諸権利の存在を「自白」したものでない。

#### 4 第2、3（施設利用権）

原告提出の甲20の1～3には、京都南地区委員会、京都府委員会、党本部の所在地が記載されていることは認め、その余は否認ないし争う。

甲20の1～3の各記載場所にそれぞれ施設が存在することはあきらかであるが、所属党员であるからといって、当然に立ち入ることができたり、施設を利用できるわけではない。通常は管理規定や利用規則が存在し、それぞれの規定にしたがって出入りが可能となったり施設の利用できるにとどまる。本来、施設の利用権は、施設の管理主体による管理権行使によって生ずるものであり、党员であることから無条件に立ち入ることができたり、自由に施設を利用できたりするものではなく、党员の地位に付随する権利ではない。

#### 5 第2、4（国政に参加する権利）

(1)記載の政治資金規正法、政党助成金法、公選法において「政党」と「政治団体」とが区別されているとの主張は認め、その余は否認ないし争い、(2)の八幡製鉄最大判に原告引用の記載のあることは認め、(3)の平成11年11月10日最大判の存在及び内容は認め、(4)は否認ないし争い、(5)の憲法15条の存在は認めその余は否認ないし争う。

国民の政党への参加を通じて国政に参加する権利との主張は、民主政治における一種の理念や政治的見解としては傾聴に値するとしても、政党内の権利義務における法的権利として認めることはできない。

前記判例や憲法15条を論拠に政党内における党员の権利としての国政に参加する権利を認めかつ法的判断が可能だとするならば、政党内における自律的な意思形成のプロセスに対し司法審査という名の権力的介入が許されることとなり、政党内における自律性、国政への自由な政策形成を歪めかねないからである。まさに司法審査の及ばない内部的領域の問題と言うべきである。

#### 6 第3、1（立候補する資格の前提としての党员たる地位）

第3、1、(1)～(6)の政治資金規正法、政党助成金及び公職選挙法について

の原告の各条項の存在（アンダーラインや傍点は除く）は認め、(7)は否認ないし争う。

上記各法律が、政治団体と政党とを同じものとして扱っていないのは、わが国の法制度において、政党一般を規律する法律は存在せず（政党の定義についても確定したものはない）、政党の活動やその機能の一部についてのみ法的制度化であったり法規制を加えるという制度を採用しているからであって、この点、政党の存在とその内部秩序の憲法適合性を憲法において規定し、政党法という法制度を有するドイツとは異なる。

したがって、政党に「所属する」党員の権利義務との関係で上記法律が特段の意味を有するものではないし、ましてや、司法審査の対象としての意味があるわけでもない。

7 第3、2（名簿に記載されたことがある）

(1)～(4)は概ね認める。

なお、参議院名簿に誰を登載するかは、政治的見識、人物、人格その他もろもろの要素を勘案のうえ政党の内部手続によって決定されるものであり、党員であれば当然に登載されるものではない。したがって、党員たる資格（条件）は名簿登載の際の必要条件ではあっても十分条件ではないし、候補者選定手続は政党としての自律性が確保されなければならない、すぐれて内部領域の問題であって司法審査を及ぼすべき対象ではない。

8 第3、1（具体的権利義務関係を変動させる）

1項(1)～(3)は、否認ないし争う。

前述のとおり原告の主張する具体的権利なるものは、いまだ抽象的権利あるいは政治的理念と言うべきものであり法的判断にはなじまないばかりか、政党の自律性の強く要請される内部的事項に関する主張であり、司法審査の及ばない領域というべきである。

9 第3、2（伝統芸能の名取りの地位）

2項(1)～(3)中、花柳流訴訟の存在及び各審級の判決内容については認め、その解釈及び被告の主張は否認ないし争う。

(2)で原告の引用する控訴審判決文には、原告が付したアンダーラインの部分に引き続き次の記載がある。すなわち「花柳流の名取による名取の地位の確認請求は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものとはいえず、一般市民法秩序と直接の関係を有するものというべき」としていて、同訴訟において司法審査の対象とされたのは、花柳流の名取として「花柳流において著作権が取得されている舞踊の振り付けを上演することができ」なくなる、専門部名取の場合「花柳流の苗字芸名を使用して舞踊会等を主催し」収益をえること、取立師匠として名取試験に合格させるために「門弟を指導し、その対価として教授料等を収受する」ことができなくなり、生計の基盤失うという一般市民法秩序と直接の関係を有するからに他ならない。

市民法秩序との直接の関係の有無を問わず純粹に内部的な法律関係に限定した主張する原告において、上記判例を援用することは不適當である。

#### 10 第3、3（党员たる地位も法的権利の基盤）

いずれも否認ないし争う。

原告の主張する権利が、いずれも抽象的な権利か政治的理念に類するものであり具体的権利ではないことは前述の通りである。

また、原告の主張がいずれも結社の自由に由来する内部的事項として司法判断の対象外であることも、被告において繰り返し主張してきたところであり、党员たる地位が法律上の地位であると主張することで、袴田最高裁判決をなし崩し的変更を意図するものである。

#### 11 第3、4（鈴鹿国際大訴訟判決）

鈴鹿国際大訴訟判決の存在及び内容は認め、その余は否認ないし争う。

原告は、被告が「部分社会」論をとっているとの前提で、判例上「部分社会」の法理をとっていない（とらなくなった）との文脈で、本判決を引用して



いるようであるが、「部分社会の法理」なるものが、本判決を含めて判例上、一般的に採用されたこともなければ、被告もそのような主張はしていない。被告の主張は判例と同様、個別具体的な場合に依じて司法審査を及ぼすべきか否定すべきかを判断すべきであるところ、本件のような政党の内部問題については、司法は立ち入るべきではないと主張しているのである。

## II 原告の2025年2月20日付「求釈明申立書」に対する回答

被告は、原告の2025年2月20日付「求釈明申立書」第2に対し、以下のとおり回答する。

### 1 「求釈明を求める事項」第1項、第2項、第6項について

原告は、被告の規約3条4項の「派閥・分派」（「求釈明を求める事項」第1項）、5条2項の「党に敵対する行為」（同第2項）、48条の「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」（第6項）について、それぞれ規約の文言を定義し、原告の言動が規約に該当することを示す「評価根拠事実」を明らかにすることを求めている。また、同第7項で、規約54条第1文の「もっとも慎重におこなわなくてはならない」に該当することを基礎づける事実を具体的に明らかにすることを求めている。

しかし、原告が「定義」を求めている規約の文言は、あらためて定義しなければ理解できないものではない。そして、規約の解釈及び適用については、政党としての被告の自律性を尊重すべきであり、裁判所が審査・判断すべきものではない。

よって、原告の上記求釈明には回答する必要がない。

### 2 「求釈明を求める事項」第3項、第5項について

原告は、「求釈明を求める事項」第3項及び第5項において、「党首公選制」や「核抑止抜きの専守防衛」に関して、規約5条5項第4文に違反すると認定するにあたり、いつの、どの決定を原告が違反した「党の決定」と認



定したのかにつき、決定の方式等につき具体的な主要事実を明確にすることを求めている。

しかし、「党首公選制」や「核抑止抜きの専守防衛」に関する原告の主張が被告の大会決定に反することについては、被告の準備書面（２）２３頁～２５頁ですでに述べたとおりであり、これ以上の説明は要しない。

### 3 「求釈明を求める事項」第４項について

原告は、「求釈明を求める事項」第４項において、原告が規約第５条５項４文の「党の決定に反する意見を、勝手に発表したことを示す評価根拠事実」を明らかにすることを求めている。

しかし、原告が、「党の決定に反する意見を、勝手に発表したこと」は、被告の準備書面（２）の「第２ 本件除名処分に至る経過について」において述べた事実から明らかであり、これ以上の説明は必要ない。

以上